

平成 20 年 1 1 月 5 日
 県アスベスト問題対策本部

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態の再調査結果とその対応について

1 経緯

県アスベスト問題対策本部（以下「対策本部」という。）は、県のアスベスト対策の一環として、県有施設等における吹付けアスベスト等の使用状況について調査を行い、アスベストの使用が確認されたものについては、適切な対策を講じて参りました。

平成 20 年 2 月、厚生労働省から、従前に示したアスベストの分析方法は、アモサイト、クリソタイル、クロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）を対象としたものであるが、最近になって、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が検出される事案が見受けられることから、トレモライト等を対象とし、JIS 法（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）による分析調査を行うよう各都道府県労働局あてに通知されたところである。

これを受けて、対策本部では、石綿飛散防止対策等に万全を期するため、過去の調査で「吹付け等があるが、アスベストの使用がなかった施設（含有率 0.1%以下を含む。）」と判定された 95 施設を対象に改めてアスベストの使用の有無を調査したものである。

2 調査結果概要

	1 調査対象 施設数	2 うち、アスベスト6種類について無し		3 うち、トレモライト等(新3種)の含有有り		4 うち、クリソタイル等(旧3種)の含有有り	
総務部	9	8	0	1	1		
商工労働部	1	1	0			0	
農林水産部	7	6	0	2	1		
県土整備部	30	30	0			0	
教育委員会	33	33	0			0	
警察本部	13	13	0			0	
県出資法人等	2	2	0			0	
計	95	93	0			2	

1 は、「五所川原合同庁舎（機械室）天井」 アモサイト

2 は、「三八地域県民局地域農林水産部資料保管庫天井」 クリソタイル

3 今後の対応

- (1) 五所川原合同庁舎の関係箇所については、平成 20 年 7 月に除去済みである。
- (2) 三八地域県民局地域農林水産部の関係箇所については、応急対策として、入室の際におけるマスクの着用等、ばく露防止対策を講じており、今後、「アスベストに係る措置の選定基準」に基づき、囲い込みの措置を講じていくこととしている。